

## 令和2年度第4回南関町農業委員会会議録

令和2年7月10日(金)  
午後1時30分開会  
南関町役場 第一会議室

### 一、開会宣言

### 二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名
  - 6番 西山良輔君
  - 7番 片山カツ子君
5. 議 事
  - 第17号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
  - 第18号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
  - 第19号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 第20号議案 農地利用集積計画の承認について
  - 第21号議案 農地利用最適化推進委員の辞任について
6. その他
7. 閉 会

### 三、出席委員は次のとおりである。(10名)

会長 竹島久利君	副会長 釘崎眞貴子君
1番 片山幸次君	2番 橋本勝君
	4番 末竹信雄君
5番 荒木茂君	6番 西山良輔君
7番 片山カツ子君	8番 山本精武君
9番 大倉公泰君	

### 四、欠席委員は次のとおりである。(1名)

3番 菅原和義君

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

事務局長 田口 明 君  
書 記 上 田 賢 君

令和2年度第4回南関町農業委員会会議録  
議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

1. 開会

○副会長（釘崎 眞貴子君） それではご起立ください。時間となりましたので、ただいまより令和2年度第4回南関町農業委員会総会を開会いたします。礼。

○事務局長（田口 明君） 本日、3番、菅原委員様より欠席の旨の通告がありましたので、ご報告いたします。本日の出席委員は11名中、10名で定足数に達しておりますので、総会が成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（田口 明君） それでは農業委員憲章朗読を7番片山委員さん、よろしくお願ひいたします。

○7番（片山 カツ子君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（田口 明君） ありがとうございます。

それでは、総会開催にあたり、会長挨拶をお願いいたします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（竹島 久利君） 皆さん、改めまして、おはようございます。田植えも一段落してほっとしているところ、コロナも大体終息しましたがけれども、この大変な雨の時期に入りまして、熊本県下相当な被害が出ております。南関地区もご多分に漏れず大変被害が出ております。そんな中、今日、総会を開会しました。この後、推進委員さんたちと合同で会議をいたしますが、この南関町農業委員会として先月から家族協定または農振の編入など喜ばしいことが続いております。その中で来月から農地の荒廃地のパトロールを挙行したいと思っておりますので、皆さん方よろしくお願ひをいたします。

この後会議を肅々といたしますので、よろしくお願ひいたします。

○事務局長（田口 明君） ありがとうございます。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以降の議事の進行は、竹島会長にお願ひいたします。

なお、発言しようとする委員は、議長の許可を受けなければならないとなっております。また、携帯電話につきましては、音が鳴らないように対応をお願いいたします。

それでは、竹島会長よろしくお願いたします。

-----○-----

#### 4. 議事録署名人の指名

○議長（竹島 久利君） それでは、これより議事に入ります。

議事録署名人の指名をいたします。今回は議事録署名人として、6番、西山委員、7番、片山委員の指名をいたします。よろしくお願をいたします。

なお、前回に続きコロナ感染拡大防止のため総会の開催時間でき得る限り短縮したいと思しますので、事務局に求める説明も必要最小限といたしておきます。

-----○-----

#### 5. 議 事

○議長（竹島 久利君） それでは、議案審議に入ります。

第17号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

本案について現地調査に出向されました農業委員より説明をお願いたします。

6番、西山委員、お願します。

○6番（西山 良輔君） はい。第17号議案、農地法第3条第1項、所有権移転許可申請の1番について説明いたします。

譲渡人から譲受人への売買による所有権移転の申請となります。現地の確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

審議のほうよろしくお願します。

○議長（竹島 久利君） 続きまして、9番、大倉委員、お願します。

○9番（大倉 公泰君） こんにちは。第17号議案、農地法第3条第1項、所有権移転許可申請の2番、3番、4番、5番、一括でお願いたします。

譲渡人から譲受人への売買による所有権移転の申請となっております。現地の確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。

2番、3番におかれましては、大豆を作っております。

4番、5番は今は、田んぼのほう作っておられますので、田んぼは買われた人も荒れておりませんので、どうぞ審議をよろしくお願します。

○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。委員の説明が終わりました。何かご質問、ご意見などございませんか。何かご質問ございませんか。

(なしの声)

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第17号議案について、原案どおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(竹島 久利君) 異議なしと認め、第17号議案は、原案どおり決定をいたします。

続きまして、第18号議案、「農地法第4条第1項の規定による転用許可申請について」を議題といたします。

案件は、1件1筆でございます。本件について、現地調査に出向されました農業委員さんより説明をお願いします。

5番、荒木委員、お願いします。

○5番(荒木 茂君) 第18号議案、農地法第4条1項の規定による農地転用許可申請の1番についてご説明します。

転用目的は養鶏場の敷地拡張で、隣接地の宅地を併せて利用する計画です。申請地の農地区分は、公共投資がされていない、10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は養鶏場の建設に333.24㎡、駐車場、通路、その他として256.76㎡となっております。排水計画、被害防除とも問題ありません。現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているものとの協議結果でございました。

なお、この申請は、農地法の許可を受ける前に転用事業が完了している無断転用の追認であることから、申請者より始末書が提出されております。

どうぞ、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長(竹島 久利君) ありがとうございます。委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。何かご質問ございませんか。

○8番(山本 精武君) 場所は、どこですかね。

○5番(荒木 茂君) 場所は、安ノ原から下って登って七十三ところ。

○8番(山本 精武君) 谷間の所。

○5番(荒木 茂君) そうです。

○8番(山本 精武君) 今〇〇がしよっでしょ。

○5番(荒木 茂君) そうです。

○8番(山本 精武君) 又新規にさるっと。

○5番(荒木 茂君) 新規に自分が年老って(聞き取れず)。

○議長(竹島 久利君) 今鶏舎でですねその鶏舎の人が先月借りる予定で新規参入をされました。写真を見てもらうとわかりますように上のほうが以前、鶏舎の持ち主が経営されておるときに、ここが登記もれをして申請がされてなかったわけです。だからそれを今度、新規として申請が出されております。

- 8番（山本 精武君） 2、3年管理されてない。
- 議長（竹島 久利君） 2、3年。
- 8番（山本 精武君） 高齢者やったから（聞き取れず）。
- 議長（竹島 久利君） 2、3年従事されとりまして新しい人が家族協定を結んで、経営をされるということ。
- 8番（山本 精武君） （聞き取れず）。
- 議長（竹島 久利君） ほかに、何かございませんか。  
（なしの声）
- 議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。  
第18号議案について、原案どおり決定することに異議ありませんか。  
（異議なしの声）
- 議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第18号議案は、原案どおり決定をいたします。  
続きまして、第19号議案、「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」を案件といたします。  
1件は1筆でございます。本件について、現地調査に出向されました農業委員さんより説明をお願いをいたします。  
7番、片山委員、お願いします。
- 7番（片山 カツ子君） 片山です。第19号議案、「農地法第5条1項の規定による農地転用許可申請について」の1番についてご説明いたします。  
転用目的は個人住宅の建設です。申請地の農地区分は、役場庁舎から概ね300m以内に存在する区域内にある農地であることから、第3種農地と判断されます。町の真ん中辺です。土地利用計画は平屋建て122.55㎡、駐車場として、30㎡、庭・通路・その他として329.45㎡となっております。排水計画、排水同意、被害防除とも問題ありません。  
現地調査を行い検討しましたところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているものとの協議結果でございました。  
ご審議方、よろしく願いいたします。
- 議長（竹島 久利君） ありがとうございます。委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。
- 8番（山本 精武君） （雨の音で聞き取れず）。
- 7番（片山 カツ子君） そうです。だから、住宅地に最適になってるみたい。
- 8番（山本 精武君） （雨の音で聞き取れず）。
- 議長（竹島 久利君） 何かございませんか。

(なしの声)

○議長(竹島 久利君) それでは、ないようでございますので、採決をいたします。  
第19号議案について、原案どおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(竹島 久利君) 異議なしと認め、第19号議案は、原案どおり決定をいたします。

続きまして、第20号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○書記(上田 賢君) 事務局より説明を申し上げます。

第20号議案、農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

1番と2番は同一の申請になります。利用権等の種類は所有権、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は合計で737㎡、中間管理機構の特例事業による売買となります。

3番、利用権等の種類は使用貸借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は2,729㎡、期間は2年間になっております。

4番、利用権等の種類は使用貸借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は1,487㎡、期間は5年5ヵ月です。すみません、議案書のほうは誤っておりますので訂正をお願いいたします。

5番と6番は同一の申請になります。利用権等の種類は賃借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は合計で2,526㎡、期間は5年5ヵ月になっております。

7番、利用権等の種類は賃借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は2,146㎡、期間は10年で中間管理事業になります。

8番、利用権等の種類は使用貸借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は2,061㎡、期間は10年間で、中間管理事業となります。

事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長(竹島 久利君) ありがとうございます。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画6件でございます。事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。何かご質問ございませんか。

(なしの声)

○議長(竹島 久利君) それでは、ないようでございますので、採決をいたします。  
第20号議案について、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(竹島 久利君) 異議なしと認め、第20号議案は、原案どおり承認をされました。

続きまして、第21号議案、「農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○書記(上田 賢君) 事務局よりご説明を申し上げます。

第21号議案、農地利用最適化推進委員の辞任についてご説明いたします。資料については、お配りしておりますこちらの届出のほうをご覧いただければと思います。南関町農地利用最適化推進委員である國崎英文氏より2020年7月7日付けで提出された退職届について、農業委員会に関する法律第23条の規定により、本委員会の同意を求めるものであります。辞任の理由は一身上の都合になっております。

事務局からの説明は以上です。

○議長(竹島 久利君) ありがとうございます。

事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

○8番(山本 精武君) 8番、山本です。

○議長(竹島 久利君) はい。

○8番(山本 精武君) 賢木地区の方だったですかね。ということになると、また同じ地区から選ばれるってことですか。大体は。

○書記(上田 賢君) はい、後ほどご説明を載せるように思っておりましたが、今ご質問がありましたので、ご説明させていただきます。別途お配りしております今回退職が承認されたら、ホームページ上により、推進委員さんの賢木1地区の推進委員さんの公募を行いたいと思っております。期間といたしましては、8月4日の火曜日までの25日間、公募を行うようにしております。その公募結果は本当に次の農業委員会のほうでどなたを承認されるのか。お一人だった場合はその方を、複数出られた場合はそれぞれ協議をしてどなたを任命するのかという協議を行っていただきたいと思っております。

○9番(大倉 公泰君) はい、私からいいですかね。

○議長(竹島 久利君) はい、どうぞ。

○9番(大倉 公泰君) この方は久重なんですね。久重でしょ。

○議長(竹島 久利君) はい。

○9番(大倉 公泰君) 久重は農業委員さんと推進委員さんと二人おられるわけですね。本当なら公募しなくて農業委員さんが一人でもカバーできるのではないですか。



推進委員さんは必要なんですか。

- 書記（上田 賢君） 農業委員さんと推進委員さんの業務には、一応共同で行っておりますけれども、推進委員さんには推進委員さんの業務というのがございます。それで、空白地ができますとそちらの業務の推進に影響があると考えておりますので、公募が必要であると提案させていただきたいと思います。
- 8番（山本 精武君） 8番山本ですけど、委員さんが久重というのも。委員さんが久重。推進委員さんは今度は久重以外でもよかわけでしょ。
- 9番（大倉 公泰君） （聞き取れない）。
- 8番（山本 精武君） 賢木内の決まりがあるんですか。
- 書記（上田 賢君） （被って聞き取れない）
- 9番（大倉 公泰君） （被って聞き取れない）でけんもん。
- 8番（山本 精武君） 私のほう例えば上坂の場合は私が一人でしょ。推進委員はだれもいない一人。
- 書記（上田 賢君） それは、それぞれ今の形態に変更があるときに、委員さんというのはそれぞれ地区でお話し合いをされたというふうに伺っております。ただ、農地利用最適化推進委員さんについては、まず、南関町農地利用最適化推進規定というものがございまして、そちらでどの地区を地区ごとに担当する部署というのが規定で決まっております。久重、賢木1地区については久重地区を見るということになっております。
- 9番（大倉 公泰君） ちょっといいですか。西山さん、西山さんと國崎さんげほどのくらいあいとっですか。
- 6番（西山 良輔君） 距離ですか。
- 9番（大倉 公泰君） 同じ部落じゃなかと。
- 6番（西山 良輔君） いや、うちは中ですよ。國崎さんは南です。久重の場合は、中、北、南におけるけんそれを今割り当てが農業委員さんと最適化推進委員になつとるけんが、中が農業委員、南で、次交代になったときが、今度は南の人が農業委員、北の人が最適化推進委員をしてもらうような感じで回すような感じ。
- 9番（大倉 公泰君） 今度回るでしょうが、西山さん2人で回った。
- 6番（西山 良輔君） はい。
- 9番（大倉 公泰君） 俺たちは一人で回るもんね。
- 6番（西山 良輔君） 結構、北から南ていくなら結構広い農地。
- 書記（上田 賢君） すいません。推進委員さんの地区割を決定するときに、南関町の農地をある程度わかりやすいように大字単位、地区の面積を分けたときにそれぞれ大体同じようになるように分けてあるというふうにお聞きしております。なの

で、例えば単純に1地区と言いましてもやはり部落の大きいところ小さいところというのはご理解いただけるかなと思います。そして、久重という地区は大字久重という1地区ではありますけれども、農地面積では南関町大字では大きいとみられますので、そういったところを配慮されて地区割がなされているということでございます。

○9番(大倉 公泰君) これは、(聞き取れない) よね。いろいろ交代した場合は、(聞き取れない) 変えていいということ。

○書記(上田 賢君) 当然、御本人さんが病気等で業務が行えないということであれば、退職されるのはしょうがないところありますけれども、法律上、農業委員会の同意を得ることとなってきておりますので、今回議案として提案をさせていただいております。そして、今後は、次の会議がありますけれども、その人・農地プラン推進についても当然推進委員さんのほうにもご活動をお願いしないとできませんので、そういった欠員がなるだけ空きがないように次の総会のほうで決定ができるようなスケジュールを組ませていただいております。

○8番(山本 精武君) 任期は残任期間だけですよね。

○議長(竹島 久利君) 残任はどれくらいか。

○8番(山本 精武君) 再来年の3月まで残り1年半位。

○議長(竹島 久利君) ほかに、何かございませんか。

(なしの声)

○議長(竹島 久利君) ほかに、ないようでございますので、採決をいたします。

第21号議案について、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(竹島 久利君) 異議なしと認め、第21号議案は、原案どおり承認をされました。委員の皆さんから何かご質問ございませんか。総合的に見て委員の皆さんに意見やご質問を伺っております。何かございませんか。

○8番(山本 精武君) 8番の山本です。

○議長(竹島 久利君) はい、どうぞ。

○8番(山本 精武君) 会長が前回が言われたように農業委員で少し荒廃地を耕して、(聞き取れず) じゃなかですか。前回それはコロナ関連でいろいろ諸々があって、(聞き取れない)。

○議長(竹島 久利君) あのですね、本当は始まったときに、そういう計画をしとんなはったわけですよ。するということで、公表したわけですよ。ところが、しようかという段取りになって、ある程度まで話もしたんですけど、それから新型コロナが発生をしてどうしても相手との話もできずに、なかなかいろいろ意見やら何やら

話ができずに、今回は全て中止しようかということで、その辺を話をしたところでございます。そのあと、すぐ田植えに入りまして、どうかということでいろいろ質問ありましたけど、今のところ思っているところが稲刈り済んだころ、荒廃地をちょっとしたところをしようか、そういうことを考えております。

○8番（山本 精武君） そう言う事ですね。

○議長（竹島 久利君） 全て今稲刈り済んでですね。

○8番（山本 精武君） 一段落して。

○議長（竹島 久利君） 一段落して、それからそういうことをちょっとしようかという事は一応は考えております。それまでもうすぐ今度は台風やら大雨でどうなるかわからんというようなことで、ちょっと今のところ考えておりますけど、ちょっと時期にならんと動かれんような状態でございます。

大体終息をすればそういう計画をどうしてもやっぱり熊本県下、日本全国そういう事がみんな農業委員会やっていることですから、南関町もそういったことを進んでやりたいとは考えております。

ほかに、何かご質問ございませんか。

(なしの声)

-----○-----

## 7. 閉 会

○議長（竹島 久利君） それでは、ないようでございますので、お諮りをいたします。

本日の議決事件などの字句の整理を議長に一任していただきたいと思いますが、異議ありませんか。

(はいの声)

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、処理することにいたします。

皆さん方には慎重審議いただき、これをもちまして、議長の席を下りさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局長（田口 明君） ありがとうございました。

それでは、閉会を副会長お願いいたします。

○副会長（釘崎 眞貴子君） はい、それではご起立ください。

本日はいろいろとご審議、ご意見ありがとうございました。これをもちまして第4回南関町農業委員会総会を閉会いたします。礼

-----○-----

閉会 午後2時02分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人